

新潟市動物愛護推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき設置する新潟市動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(協議会の業務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の推薦に関する事。
- 二 推進員の活動支援に関する事。
- 三 新潟市が行う動物愛護推進事業への協力に関する事。
- 2 その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 獣医師の団体等、動物の愛護と適正飼育について専門的知識をもつ団体の意見を代表する者
- 二 動物愛護を目的とする公的団体の意見を代表する者
- 三 動物愛護の推進に関し知識と経験を有する者
- 四 新潟市保健所長
- 五 新潟市動物愛護協会事務局所管課長
- 六 その他
- 2 委員は、新潟市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は翌年度末までとする。ただし、委員の再任は妨げない。

- 2 委員に事故があるとき、又は欠けたときは、当該委員の所属する団体等から選任する。
その場合、委員の任期は、前任委員の残留期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員がやむを得ない理由により欠席する場合、当該委員の所属する団体等からの推薦により、代理人として会議に出席させることができる。

(協議会の庶務)

第7条 協議会の庶務は、新潟市保健衛生部保健所環境衛生課動物愛護センターが行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行とする。

附 則

この要綱は、平成18年10月19日から施行とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。